

国立大学法人三重大学と三重県との「新県立博物館」に
かかる連携に関する協定書

国立大学法人三重大学（以下「甲」という。）と三重県（以下「乙」という。）は、「新県立博物館基本計画」（以下「基本計画」という。）の実現を通じての三重県の文化振興に向けて、次のとおり協定する。

1. 甲と乙は、「基本計画」における重要なパートナーとして、相互に連携協力する。
2. 甲と乙は、連携協力・連携調整の窓口を設置し、連携協力体制を構築する。
3. 甲と乙は、双方が有する知的資産と、県内外の関連自然・文化資産の新県立博物館における活用方法について協議する。
4. 甲と乙は、「基本計画」にある調査研究、収集保存、活用発信活動（交流創造・展示）、博物館の運営等に関する諸課題を検討し、新県立博物館整備計画の具体化に向けた相互連携の取組を推進する。
5. その他、双方の相互発展に関する事項について協力する。

この協定の有効期間は、この協定の締結の日から相互協力協定が締結されるまでの間とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年 3月16日

甲 津市栗真町屋町1577
三重大学長

乙 津市広明町13番地
三重県知事

豊田長集 

津島昭彦 